

自転車を安全・安心に利用するために（自転車ルールブック）の作成

資料の目的と構成

目的

自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入に当たり、自転車の基本的な交通ルールと警察の交通違反の指導取締りの基本的な考え方について周知を行い、自転車の安全・安心な利用を図るための資料（警察庁HPで公表）

構成

- ① 自転車への青切符の導入の背景と手続（導入の背景、検挙後の手続の変更点、青切符の対象とならない場合）
- ② 自転車の基本的な交通ルール（自転車安全利用五則の紹介）
- ③ 自転車の交通違反の指導取締り（基本的な考え方、指導取締りを重点的に行う場所・時間帯）
- ④ 青切符以外に、自転車で交通違反をしたときに受けることがある処分（自転車運転者講習、運転免許の停止）
- ⑤ 自転車の交通ルール

自転車の基本的な交通ルール

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

➡ 五則に基づく基本的ルール、違反した場合における危険性等を解説

自転車の指導取締りの基本的な考え方

自転車の指導取締りの基本的な考え方 → 青切符の導入前後で変わらず

交通違反の認知



指導警告

- (例)・スピードを出して歩道を通行
・16歳未満の者による違反

検挙

青切符の導入で変わるのは検挙後の手続

重大な違反や事故を起こしたとき → 刑事手続

- (例)・酒酔い運転・酒気帯び運転
・違反により実際に交通事故を発生させる

検挙

16歳以上の者による反則行為 → 青切符

- (例)・スマートフォンを持って画面を注視したり、通話をする
・信号無視で交差点に進入し、他の車両に急ブレーキをかけさせる

自転車の指導取締りの基本的な考え方

- 自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で指導警告を実施
- ただし、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反（「違反自体が悪質・危険なもの」①・②、「違反態様が悪質・危険なもの」③・④・⑤）であるときは検挙の対象
- 指導取締りは、自転車の交通違反と交通事故の防止が必要であるとして各警察署が指定した「自転車指導啓発重点地区・路線」等で、事故が多い朝の通勤・通学時間帯や日没前後の薄暗い時間帯を中心に重点的に実施

違反自体が悪質・危険なもの

* 以下に記載している交通違反は例であり、これら以外の違反でも検挙の対象となり得ます。

- ① 刑事手続によって処理される重大な違反

[検挙（刑事手続により処理）]

(例)



飲酒運転



あおり運転



ながらスマホで道路における
危険を生じさせた場合

- ② 反則行為の中でも、重大な事故につながる
おそれが高い違反

[検挙（青切符が交付され、反則金を納付すれば手続終了）]

(例)



遮断踏切立入り



自転車制動装置不良



ながらスマホ

違反態様が悪質・危険なもの

* 以下に記載している交通違反は例であり、これら以外の違反でも検挙の対象となり得ます。

- ③ 違反により実際に交通事故を発生させたとき

[検挙（刑事手続により処理）]

(例)

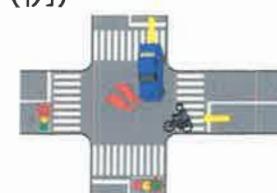


ハンドルから手を離して
自転車を運転した結果、
歩行者と衝突したとき

- ④ 違反の結果、実際に交通への危険を生じさせたり、
事故の危険が高まっているとき

[検挙（青切符が交付され、反則金を納付すれば手続終了）]

(例)



信号無視で交差点に進
入し、青信号で進行し
ている車両に急ブレ
ーキをかけさせたとき



傘を差しながら
一時不停止をしたとき

- ⑤ 違反であることについて指導警告されているにもかかわらず、
あえて違反を行ったとき

[検挙（青切符が交付され、反則金を納付すれば手続終了）]

(例)



警察官による指導警告
に従わず、右側通行を
継続したとき



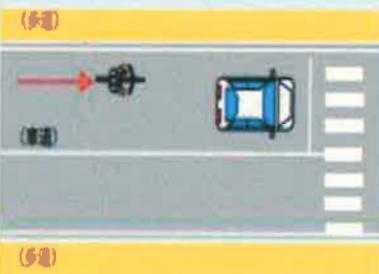
前方に指導取締りを行
っている警察官の姿を
認めながら、それを
気にすることなく、指
導警告のいとまもなく
信号無視をしたとき

① 自転車の通行場所と通行方法について【車道】

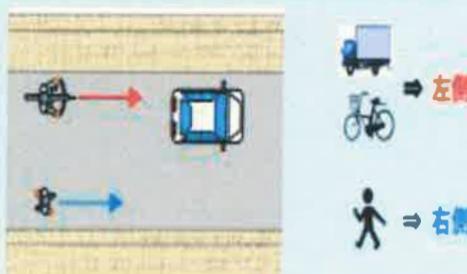
① 「車道」と「左側通行」の原則

- ・自転車は、車道の中央（中央線があるときは、中央線）から左側の部分を、左端に沿って通行しなければならない。

〈歩道と車道のある場合〉



〈車道のみの場合〉



(参考) 矢羽根型路面表示

- ・矢羽根型路面表示は、普通自転車専用通行帯とは異なり、その部分を通行しなければならないわけではない。

しかし、自転車が通行する部分・方向を知らせ、自動車に対しても自転車が通行する部分として注意を促す役割がある。

〈矢羽根型路面表示〉

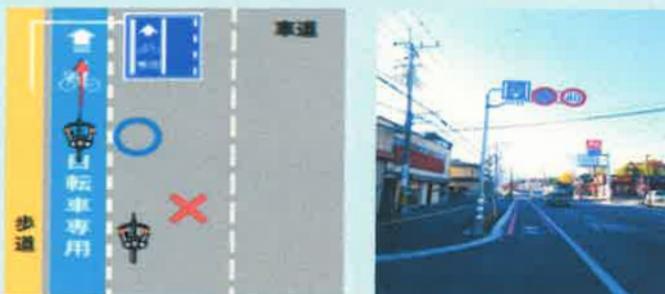


※ 国道5路線、県道22路線に整備されている。

② 普通自転車専用通行帯がある場合の通行場所

- ・普通自転車で車道を通行するとき、車道に普通自転車専用通行帯があるときは、その普通自転車専用通行帯を通行しなければならない。
(②の場合には、歩道を通行することができる。)

〈普通自転車専用通行帯〉



〈標識〉



〈県内の整備路線・7路線〉

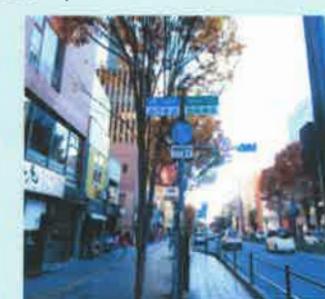
路線名	規制場所（自）	規制場所（至）	距離
1 市道鈴穴山線	甲府警察署前交差点	穴切神社入口交差点までの両側	約375m
2 市道朝日荒川線	甲府合同庁舎前交差点	朝日三丁交差点までの両側	約360m
3 国道52号	賀川橋西詰交差点	賀川交番南交差点までの両側	約450m
4 主地連甲府市川三郷線	市場西入口交差点北側	高畑交差点南側までの両側	約1120m
5 県道小瀬スポーツ公園線	小瀬スポーツ公園前交差点	小瀬スポーツ公園入口交差点南東側までの両側	約1235m
6 市道（里吉里塙線）	里吉団地南交差点	砂田橋南交差点までの両側	約690m
7 主要地方道甲府蘿崎線	敷島仲町交差点	甲斐市中下条1684番地1先までの両側	約390m

③ 自転車道がある場合の通行場所と通行方法

- ・普通自転車は、自動車道があるときには、自転車道を通行しなければならない。

(②の場合には、歩道を通行することができる。)

〈自転車道〉



- ・道路の片側にしか自転車道がない場合でも、自転車道を通行しなければならない。
- ・自転車道では左側端を走行しなければならない。

〈県内の整備路線・1路線〉

路線名	規制場所（自）	規制場所（至）	距離
1 国道52号 主要地方道甲府蘿崎線	甲府駅前交差点	相生歩道橋交差点までの両側	約850m

② 自転車の通行場所と通行方法について【歩道】

① 歩道を通行できる場合の通行場所

- ・次のようなときは、普通自転車は歩道を通行することができる。

① 道路標識・標示で歩道を通行できるとされているとき

② 13歳未満の方若しくは70歳以上の方又は一定の身体障害を有する方が運転するとき

③ 車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき

〈普通自転車歩道通行可〉の道路標識・標示



※ 【やむを得ないと認められるとき】

道路工事や連続した駐車などのために車道の左側部分を通行することができ難いときや、著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど、通行すると事故の危険があるとき

〈普通自転車歩道通行可〉



② 歩道を通行できる場合の通行方法

- ・普通自転車が歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行※しなければならない。
- ・また普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げるときは、一時停止しなければならない。

※ 徐行とは、直ちに停止することができるような速度で進行することをいう



③ 普通自転車通行指定部分が設けられている場合の通行場所と通行方法

- ・普通自転車で歩道を通行することができる場合で、「普通自転車通行指定部分」が設けられている歩道を通行するときは、普通自転車通行指定部分を徐行して進行しなければならない。

ただし、普通自転車通行指定部分を通行する歩行者や、通行しようとする歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行できる。

〈普通自転車通行指定部分〉



〈県内の整備路線・2路線〉

	路線名	規制場所（自）	規制場所（至）	距離
1	主要地方道甲府山梨線	山梨文化会館前交差点	県立図書館南西角丁字路交差点	約5.5m
2	主要地方道甲府山梨線	甲府駅ペディストリアンデッキ階段北側	甲府駅北口北交差点	約1.65m

③ 自転車の通行場所と通行方法について【路側帯】

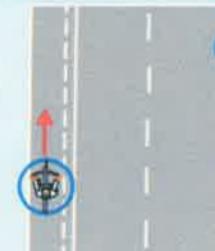
路側帯がある場合の通行場所と通行方法

- ・自転車は著しく歩行者の通行を妨げるときを除いて、路側帯を通行することができる。
- ・自転車で路側帯を通行するときは、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行しなければならない。
- ・ただし、白の二本線で標示された路側帯（歩行者用路側帯）は、路側帶内を自転車で通行することはできない。

〈路側帯〉



〈駐停車禁止路側帯〉



〈歩行者専用路側帯〉

